

日 薬 業 発 第 322 号
令 和 6 年 12 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 森 昌平

自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和6年12月2日から、新たに自衛官診療証におけるオンライン資格確認が開始されることに伴い、自衛官が保険医療機関、保険薬局等の受診時に資格確認を受ける際の、マイナンバーカードによる電子資格確認の留意事項が示されました。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和6年11月29日

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人日本保険薬局協会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
防衛省人事教育局衛生官

自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始について

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和6年12月2日から、新たに自衛官診療証におけるオンライン資格確認が開始されます。これにより、自衛官が保険医療機関、保険薬局等（以下「医療機関等」という。）の受診時に資格確認を受ける際も、通常の患者と同様に、マイナンバーカードによる電子資格確認を行うことを基本とする仕組みになります。

つきましては、運用開始に伴う留意事項等下記のとおりお示しますので、貴会内での周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1. レセプト請求の運用について

自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始以降、オンライン資格確認等システムを導入する医療機関等は、通常の患者と同様に、当該システム上の

情報が原則として正しいものと判断し、レセプト請求を行ってください。

なお、限度額適用認定証関連情報及び特定疾病療養受療証情報（自衛官が同意した場合に限る。）の閲覧も可能となります。

2. 薬剤情報等の閲覧開始、レセプト振替及び電子処方箋管理サービスの運用開始について

自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始に伴い、オンライン資格確認等システムを導入する医療機関等におかれましては、自衛官が持参したマイナンバーカードで受付した際に閲覧の同意をしている場合、通常の患者と同様に、薬剤情報、診療情報、特定健診情報及び処方・調剤情報（※）の閲覧が可能となります。また、レセプト振替及び電子処方箋管理サービスも対象となります。

なお、これらのサービスの運用開始に伴う医療機関等におけるシステムの改修はございません。

（※） 処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する医療機関及び薬局のみ閲覧できます。